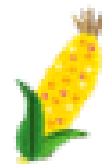


県産飼料生産緊急支援事業

①夏枯れ対策支援事業



②二毛作推進支援事業

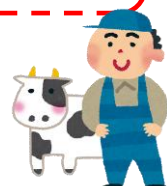


要望調査期間

4月23日（木）～5月29日（金）

本事業は、青森県令和7年度2月補正予算に基づいて実施するものであり、今年度限りの事業となります。

青森県農林水産部畜産課



本事業に関するお問合せは、最終ページに記載の連絡先へお願いします。

事業の趣旨・目的

輸入飼料価格や気候変動等に左右されない自給飼料の増産体制を確立するため、越夏性に優れた草地への転換や二毛作栽培を緊急的に支援します。

①牧草の夏枯れ対策

○越夏性に優れた草種への転換支援

- 1 対象者：畜産経営者、公共牧場管理者、飼料生産組織等
- 2 交付先：農業協同組合
- 3 補助率：1/2以内（補助上限：2,600円/10a）
- 4 補助対象：越夏性に優れた草種への変更に係る種子代
- 5 対象品種：越夏性に優れる等の品種特性があるもの

②二毛作推進対策

○二毛作栽培に係る資材・機械への支援

- 1 対象者及び交付先：飼料生産組織、飼料生産作業受託組織
- 2 補助率：1/2以内
- 3 補助対象：
 - ①二毛作（後作）の資材代（種子・肥料等）
（補助上限：7,650円/10a）
 - ②二毛作の飼料生産調製に用いる機械
※機械は、播種・鎮圧・刈取・梱包に係るものに限る
（補助上限：10,000千円/1組織）

留意事項

- 本事業は国の「重点支援地方交付金」に係る予算を財源としているため、会計検査院の検査対象となります。
- 機械の導入は、令和8年度中の納品が必要です。
- 予算の範囲内で補助を行うため、不採択となる可能性があります。
- 導入する機械や資材は、面積等に照らし合わせて、過剰としない必要があります。

①牧草の夏枯れ対策

畜産経営者、公共牧場管理者、飼料生産組織等が行う越夏性に優れた草種への変更に係る種子代を支援します。

対象者	畜産経営者、公共牧場管理者、飼料生産組織等	
事業実施主体	農業協同組合、合同会社及び畜産農業協同組合	
補助対象	越夏性に優れた草種への変更に係る種子代	
	草種	品種名
	オーチャードグラス	アキミドリⅡ、まきばゆうか、はるねみどり、わせじまん、まきばたろう、きよは、ハルジマン、バッカス、えさじまん
	ペレニアルライグラス	ヤツカゼ2、フレンド、夏ごしペレ
	メドウフェスク	まきばさかえ
	フェストロリウム	那系1号、東北1号
	ケンタッキーブルーグラス	ラトー
	リードカナリーグラス	パラトン
補助率	種子代の1/2以内（補助上限：2,600円/10a）	
採択要件	<ol style="list-style-type: none"> 1 販売する種子は、令和8年度中に播種される種子であること。 2 生産した飼料は県内で販売又は畜産利用すること。 3 事業実施年度から翌々年度までの間に、裸地率を10%以上低減させる計画を作成すること。 4 播種量は、計画に即した適正な量であること。 	
成果目標の設定	事業実施年度から翌々年度までの間に、裸地率を10%以上低減させること。	

①夏枯れ対策

対象種子

令和8年度中に播種される種子

※種子は、原則、青森県奨励品種に指定されている品種とし、これによらない場合は、越夏性に優れていることが分かる書類を添付すること。

牧草の作付けパターン例

- ①チモシーから越夏性に優れた他の草種に転換
(例：チモシー ⇒ オーチャードグラス)
- ②チモシー（単播）から越夏性に優れた他の草種の混播
(例：オーチャードグラス＋ペレニアルライグラス)
- ③オーチャードグラス（単播）から越夏性に優れた他の草種の混播
(例：オーチャードグラス＋ペレニアルライグラス)

※チモシーは対象外。

同品種から同品種の作付けは対象外。

(例：オーチャードグラス（きよは）→オーチャードグラス（きよは）)

申請時の必要書類

- (1) 補助対象経費の内容を明らかにした書類
- (2) 播種ほ場の位置図
- (3) 見積書の写し
- (4) 越夏性に優れることが分かる書類（県奨励品種に指定されている品種（チモシーを除く）以外を希望する場合）

実績の確認方法

- (1) 購入種子、事業実施前後の状況が分かる写真
- (2) 購入等の金額が分かるもの（領収書等）の写し

①牧草の夏枯れ対策事業スケジュール

(時期は若干前後する場合があります)

①要望調査 (4月23日～5月29日まで)

- ・期日までに所管の家保へ要望書を提出してください。
- ・必要に応じて、対面又は電話等でヒアリングを行います。

②採択結果通知及び割当内示 (6月中旬)

- ・要望調査の結果についてお知らせします。
- ・採択となった場合は、③以降の手续へ

③交付申請 (②の後、速やかに)

- ・指示する様式により、家保へ交付申請書を提出してください。
- ・交付申請書と併せて、事前着手届を提出してください。
- ・申請後、家保から交付決定通知書を送付します。

④事業着手 (事前着手届の提出後)

- ・交付決定を受ける前の事業着手は、原則認められません。
- ・本事業における着手とは、「販売店等への見積り合わせの依頼」や「入札公告」等の行為を指します。

「一般競争入札」又は「3者以上への見積り合わせ」により、事業費の節減に努める必要があります。着手時期や見積りについて困難な場合、必ず事前に県に御相談ください。

⑤状況報告

⑥事業完了・実績報告 (令和9年3月まで)

- ・本事業における完了とは、種子については、作業が完了した日を指します。
- ・完了後は、完了から1か月以内又は3月31日のいずれか早い日付までに、県へ実績報告書を提出してください。

⑦成果報告書の提出 (令和9年度～11年度まで)

- ・令和8～10年度(目標年度)までの達成状況を、翌年度の6月30日までに家保へ報告してください。

②二毛作推進対策

飼料生産組織・飼料生産作業受託組織が行う二毛作の資材・飼料生産調製に用いる機械の導入を支援します。

事業実施主体	飼料生産組織、飼料生産作業受託組織			
	組織	販売・受託	生産した飼料(後作)	事業
	法人	販売	TMR 供給・販売	○
	法人	作業受託	委託農家利用	○
	法人・個人	なし	自家利用	×
	任意団体 (2戸以上)	なし	構成員で利用	○
補助対象 ・ 補助率	<p>令和8年度に播種する二毛作（後作）の以下の経費</p> <p>1 種子・資材代 種子・肥料・添加剤・梱包用資材（ラップ）・バンカーシート・防鳥ネット等 補助率：1/2以内（補助上限：7,650円/10a）</p> <p>2 二毛作の飼料生産調製に用いる機械 播種・鎮圧・刈取・梱包に係るもの（アタッチメントと一体的に導入するトラクター対象） 補助率：1/2以内（補助上限：1,000万円/1組織）</p>			
採択要件	<p>1 生産した飼料は県内で販売又は畜産利用すること。</p> <p>2 県で実施する収量等の調査や現地研修会の開催等に協力すること。</p> <p>3 事業実施年度から翌々年度までの間に、二毛作により単位面積（10a）当たりの収量を10%以上増加させる計画を策定すること。</p> <p>4 種子・資材は計画に即した適正な量であること。</p> <p>5 導入した機械については、農機具共済その他民間事業者が提供する保険に加入すること。</p>			
成果目標 の設定	事業実施年度から翌々年度までの間に、二毛作により単位面積（10a）当たりの収量を10%以上増加させること。			

②二毛作推進対策

二毛作の作付けパターン例

※事業対象は後作

①とうもろこし+牧草（後作）

- ・飼料用とうもろこし+ライムギ、エンバク、イタリアンライグラス

②単年性牧草+ライムギ（後作）

- ・イタリアンライグラス+ライムギ

③スーダン+牧草（後作）

- ・スーダングラス+ライムギ、イタリアンライグラス



対象資材

令和8年に播種する二毛作(後作)に係るもの

(資材例)

- ・種子
- ・肥料
- ・添加剤
- ・梱包用資材(ラップ等)
- ・バンカーシート
- ・防鳥ネット



対象機械

播種・鎮圧・刈取・梱包に係る機械

(機械例)

- ・播種用機械：シーダー
- ・鎮圧用機械：パッカー
- ・刈取用機械：モア、モアコン
- ・梱包用機械：コンビラップ、ロールベラー



※トラクターはアタッチメントと一体的な導入で対象

申請時の必要書類

- (1) 補助対象経費の内容を明らかにした書類
- (2) 二毛作栽培ほ場の位置図
- (3) 導入する資材や機械の数量や規模決定の根拠となる資料
- (4) 事業費の見積書（3者以上から徴取すること。）
- (5) 導入機械のカタログなど規格・能力がわかる資料
- (6) 定款、規約等、組織の運営に関する事項を記載した書面

実績の確認方法

購入資材・機械、二毛作栽培（後作）及び事業実施前後の状況写真、購入等の金額が分かるもの（領収書、委託契約書等）の写し

②二毛作推進対策事業スケジュール (時期は若干前後する場合があります)

①要望調査 (4月23日～5月29日まで)

- ・期日までに所管の家保へ要望書を提出してください。
- ・必要に応じて、対面又は電話等でヒアリングを行います。

②採択結果通知及び割当内示 (6月中旬)

- ・要望調査の結果についてお知らせします。
- ・採択となった場合は、③以降の手续へ

③交付申請 (②の後、速やかに)

- ・指示する様式により、家保へ交付申請書を提出してください。
- ・交付申請書と併せて、事前着手届を提出してください。
- ・申請後、家保から交付決定通知書を送付します。

④事業着手 (事前着手届の提出後)

- ・交付決定を受ける前の事業着手は、原則認められません。
- ・本事業における着手とは、「販売店等への見積り合わせの依頼」や「入札公告」等の行為を指します。

「一般競争入札」又は「3者以上への見積り合わせ」により、事業費の節減に努める必要があります。着手時期や見積りについて困難な場合、必ず事前に県に御相談ください。

⑤状況報告

⑥事業完了・実績報告 (令和9年3月まで)

- ・本事業における完了とは、資材については作業完了、機械については納品を指します。
- ・完了後は、完了から1か月以内又は3月31日のいずれか早い日付までに、県へ実績報告書を提出してください。

⑦成果報告書の提出 (令和9年度～11年度まで)

- ・令和8～10年度(目標年度)までの達成状況を、翌年度の6月30日までに家保へ報告してください。

事業完了後に行うこと(両事業共通)

設定した成果目標について、以下のとおり報告していただく必要があります(報告様式は、別途県からお知らせ)。

報告する内容	報告期限
令和8年度の達成状況	令和9年6月末
令和9年度の達成状況	令和10年6月末
目標年度(令和10年度)の達成状況	令和11年6月末

※目標年度に成果目標を達成できなかった場合は、翌年度以降も達成状況を報告していただく等、追加的な作業が発生します。

導入した機械の管理について

- 補助事業に関わる書類・帳簿等を令和13年3月末まで整備保管してください。
- 導入した機械の耐用年数が経過するまで、財産管理台帳を整備保管し、適切に管理する義務が生じます。
- 耐用年数が経過するまで、県の許可を得ず事業の目的に反して使用したり、売却、譲渡、交換、貸付を行うことは認められません。
- 災害等により導入した機械が破損した場合は、その旨、速やかに県に報告してください。
- 導入した機械は、農機具共済その他民間事業者が提供する保険に加入してください。

要望の提出先及び問合せ先

要望書は、下記の宛先に、電子メール、郵送、持参のいずれかの手段により提出してください。(5月29日必着)

事業に係る質問等は、電話又は電子メールでお問い合わせください。

※電子メール送付後7日以内に提出先から連絡がない場合は、メールが届いていない可能性がありますので、電話で確認をお願いします。

地域	提出先	住所	連絡先 (TEL・メール)
東青 中南 西北	つがる広域家畜保健衛生所	つがる市木造若竹2-1	TEL:0173-42-2276 MAIL: tsukaho@pref.aomori.lg.jp
三八	八戸家畜保健衛生所	八戸市尻内町毛合清水7-2	0178-27-7415 MAIL: hakaho@pref.aomori.lg.jp
上北	中央家畜保健衛生所	十和田市西十二番町19-23	0176-23-5115 MAIL: chukaho@pref.aomori.lg.jp
下北	むつ家畜保健衛生所	むつ市金谷二丁目18-25	0175-22-1254 MAIL: mukaho@pref.aomori.lg.jp

【問合せ先】

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1-1
青森県農林水産部畜産課飼料環境グループ

TEL : 017-734-9497

Mail : chikusan@pref.aomori.lg.jp

本要望調査に係る情報は、県HPにも掲載しています。
要望書の様式も掲載していますので、ダウンロードして御活用ください。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/chikusan/>